

健康長寿推進企業等知事表彰事業実施要領

平成27年9月29日
福祉保健部健康増進課

1 目的

従業員やその家族、地域住民等の健康づくりに対して、模範的取組を継続して行っている企業、事業所及び各種団体（以下「企業等」という。）を表彰することにより、本県企業等における健康づくりの取組の一層の推進を図る。

2 表彰対象

従業員やその家族、地域住民等の健康づくり活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められる企業等とする。

ただし、過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがあるもの、及び過去に最優秀賞又は優秀賞を受賞した企業等は除く。

対象として次の部門に分ける。

(1) 従業員とその家族の健康づくり部門

宮崎県内に本店又は事務所を有する中小企業とする。また、中小企業とは、次に掲げるものをいう。

① 小売業の場合

資本金5,000万円以下又は常時従業員数50人以下

② サービス業の場合

資本金5,000万円以下又は常時従業員数100人以下

③ 卸売業の場合

資本金1億円以下又は常時従業員数100人以下

④ 製造業、建設業、運輸業その他の場合

資本金3億円以下又は常時従業員数300人以下

(2) 地域住民等の健康づくり部門

宮崎県長寿介護課の「みやざきシニアパワー顕彰」の対象となるものを除く。

3 表彰基準

別表に定めるとおりとする。

4 表彰の種類及び被表彰者数

表彰は、次の区分により実施する。

(1) 最優秀健康長寿推進賞

従業員とその家族の健康づくり部門 1団体

地域住民等の健康づくり部門 1団体

(2) 優秀健康長寿推進賞

従業員とその家族の健康づくり部門 3団体以内

地域住民等の健康づくり部門 3団体以内

(3) 奨励賞

上記(1)、(2)の被表彰者以外の候補者で、被表彰者に準じた功績が認められるものについては、奨励賞を授与する。

5 候補者の募集方法

候補者の募集方法は、次のとおりとする。

(1) 自薦

企業等自らの応募による。

(2) 他薦

宮崎県健康長寿社会づくり推進会議構成団体からの推薦による。

6 候補者の推薦

推薦者は、推薦調書に必要事項を記載し、添付書類を添えて、福祉保健部長に推薦する。

(1) 推薦調書の様式

推薦調書の様式は、別記様式第1号及び第2号とする。

(2) 添付書類

企業等の定款又はこれに準ずる規約等及び候補者の功績を判断する上で参考となる資料とする。

7 選考方法

次の構成による選考委員会を設置し、その選考結果に基づき知事が被表彰者を決定する。

委員長	福祉保健部長
委員	福祉保健部次長(保健・医療担当)
	福祉保健課長
	健康増進課長
	学識経験者
	産業保健関係者

8 表彰方法

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

9 その他

選考に関する庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

健康長寿社会づくり推進会議構成団体一覧

- (医療関係) 宮崎県医師会
宮崎県歯科医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県看護協会
宮崎県理学療法士会
- (健康・食) 宮崎県栄養士会
宮崎県健康づくり協会
日本健康運動指導士会宮崎県支部
宮崎県食品衛生協会
- (福祉関係) 宮崎県社会福祉協議会
- (教育関係) 宮崎県保育連盟連合会
宮崎県PTA連合会
- (事業者・企業) 宮崎県商工会議所連合会
宮崎県商工会連合会
宮崎県農業協同組合中央会
宮崎県シルバー人材センター連合会
宮崎労働基準協会
宮崎産業保健総合支援センター
- (学識経験) 国立大学法人宮崎大学(医学部)
- (住民) 宮崎県地域婦人連絡協議会
宮崎県青年団協議会
宮崎県老人クラブ連合会
- (報道) 宮崎日日新聞社
NHK宮崎放送局
- (保険者) 全国健康保険協会宮崎支部
宮崎県後期高齢者医療広域連合
宮崎県国民健康保険団体連合会

宮崎県市長会

宮崎県町村会

宮崎県

(順不同)

別表

健康長寿推進企業等知事表彰 表彰基準

1 従業員とその家族の健康づくり部門

次の項目のうち、3つ以上の項目に該当し、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められるものであること。

- (1) 従業員やその家族の定期健康診断、がん検診の受診率向上のための取組を実施している。
- (2) 従業員の定期健康診断の要精密者を減少させるための取組を実施している。
- (3) 従業員のたばこによる健康被害を減少させるため、受動喫煙防止や喫煙対策を実施している。
- (4) 従業員やその家族の身体活動を促進する取組を実施している。
- (5) 従業員のメンタルヘルス対策を実施している。
- (6) 従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を実施している。
- (7) 上記以外で、健康づくりに資する特徴ある取組を実施している。

2 地域住民等の健康づくり部門

事業活動や社会貢献活動の一環として、地域住民等の健康づくりに資する取組を実施し、今後もその活動が期待でき、他の模範と認められるものであること。